

山梨県県土整備部営繕課情報共有システム試行要領

令和8年2月

山梨県 県土整備部 営繕課

(目的)

第1条 この要領は、山梨県県土整備部営繕課が発注する工事において、工事施工中の受発注者間の事務の効率化のために利用する情報共有システムの試行に関して必要な事項を定める。

(情報共有システム)

第2条 この要領における情報共有システムは、受発注者間の書面のやりとりを電子的に処理することが可能なICT技術を活用した情報共有システム（グループウェア）をいう。

(対象工事)

第3条 対象とする工事（以下、「対象工事」という。）は、山梨県県土整備部営繕課が一般競争入札により発注する工事とする。（山梨県県土整備部情報共有システム試行要領が適用される工事を除く。）

(電子的に授受する書類)

第4条 工事関係提出書類一覧表 2. 1の項目の書類とする。

(電子書類の決裁)

第5条 電子書類の決裁は、情報共有システム上で行うものとする。ただし、電子化を行わない書類の決裁は、従前の方法によるものとする。

(電子納品)

第6条 この要領に基づき作成した電子書類の納品は、次のとおりとする。

- ・「山梨県県土整備部電子納品運用ガイドライン [営繕編] により電子納品の対象となる工事：山梨県県土整備部営繕課電子納品要領 [営繕工事編] に基づく電子納品
- ・上記以外の工事：工事関係提出書類一覧表2.1の項目を電子的成果品作成要領で提出するCD-R内に格納し、納品

(対象工事の明示)

第7条 対象工事は、「発注者指定型」または「基本適用型」のいずれかとし、公告文にその旨を明示する。

- ・発注者指定型：情報共有システムの利用を義務付ける工事
- ・基本適用型：受注者から、情報共有システムを利用しないことについて申し入れがあった場合に、発注者との協議により利用しないことができる工事

(情報共有システムの選定)

第8条 利用する情報共有システムのサービス提供事業者の選定は、別紙 「山梨県県土整備部営繕課情報共有システム機能仕様書」に適合しているものの中から、受発注者が協議して決定するものとする。

(情報共有システムの利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費は、共通仮設費に積上計上とする。

(情報漏洩の防止)

第10条 受発注者及び情報共有システムのサービス提供事業者は、互いにデータの流出・改ざん防止、個人情報の保護に万全を期すものとする。

(その他の事項)

第11条 本試行要領に定めのない事項に関しては、受発注者の協議により決定するものとする。

附則

1. この要領は、令和6年4月1日から施行する。
2. 令和8年2月18日 一部改訂

山梨県県土整備部営繕課情報共有システム機能仕様書

令和6年4月1日

(適用範囲)

第1 本仕様書は、山梨県県土整備部営繕課が発注する工事で利用する情報共有システムに適用する。

(システム機能要件)

第2 利用する情報共有システムは、最新の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（営繕工事編）」（国土交通省）に規定する機能要件のほか、以下の機能要件を満たすものとする。

- 1) 工事基本情報管理機能
 - ・ 山梨県県土整備部電子納品要領〔営繕工事編〕及び運用マニュアル（以下「電子納品要領」という。）で指定されている「工事情報（工事件名、契約番号棟）」、「場所情報」、「施設情報」、「発注者情報」、「受注者情報」などを登録できること。また、登録した情報の参照、変更、削除ができること。
- 2) 掲示板機能
- 3) スケジュール管理機能
- 4) 発議書類作成機能
 - ・ 山梨県県土整備部営繕課が定める様式と同等の情報が入出力できること。
- 5) ワークフロー機能
 - ・ 書類の起案者及び他の決裁者への指し戻し及び起案者による引き戻しができること。
 - ・ 書類の会議中に決裁経路を変更できること。
 - ・ 会議中及び決裁後に、書類の決裁状況を確認できること。
 - ・ 利用者が決裁すべき書類の一覧が表示できること。
 - ・ 決裁時に決裁者がコメントを入力できること。
- 6) 書類管理機能
- 7) 工事書類等出力機能
 - ・ 情報共有システムに登録した書類や添付ファイルから、山梨県県土整備部電子納品要領〔営繕工事編〕に則った電子納品データがシステム上で作成できること。また、作成された電子納品データを利用者がダウンロードできること。
 - ・ 山梨県県土整備部営繕課ホームページ掲載「工事関係提出書類様式」に則した帳票の印刷、PDF形式への変換ができること。
- 8) システム管理機能
 - ・ 当該工事案件について、20名以上の利用者を登録できること。
 - ・ 当該工事案件について、登録できるデータ総量が10GB以上であること。
- 9) セキュリティ機能
 - ・ 情報共有システムに登録されようとする電子データのウイルスチェックを自動的に実施できること。

10) その他の要件

(以下の要件をすべて満たしていること。)

- Microsoft Edge で利用できること。
- 情報共有システムの入出力などは、すべて日本語で行えること。
- 運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いる必要がないこと。
- 情報共有システムに登録された PDF 形式のファイルは、システム内のビューワ機能で閲覧できること。また、その他一般的に利用される形式で作成されたファイルについても閲覧できることが望ましい。(PDF、Word、Excel、JPEG、TIFF、SXF 等)
- 機能要件改定や、山梨県県土整備部営繕課とサービス提供者の協議により必要な機能を追加することに要する費用は、サービス提供者が負担すること。
- サービス提供者の責に帰すべき事由により、データの消失等が生じた場合は、サービス提供者が賠償責任を負うこと。
- 情報共有システムの円滑な運用のため、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を設置すること。また、必要に応じて教育・訓練等のサポートを実施すること。
上記に係る費用は、システム利用料に含むものとする。
- 他の公共団体において、1年以上の使用実績を有するものであること。